

(平成 28 年 6 月 1 日適用)

入 札 心 得

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 2 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施行についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 紙入札による場合は、入札書の宛名は知事宛とし、1 件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

電子入札による場合は、入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録された IC カードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信する。

電子入札による場合でも、発注者の指示により書面により提出させることがある。また、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により定められる額以上の工事にあつては、紙媒体による提出ができる。
 - (2) 紙入札の場合は、入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。
 - ア 入札者本人の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としない。
 - イ 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

ただし、電子入札による場合は、代理人の入札は認めない。
 - ウ 施工体制確認型総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案に係る書類（以下「技術提案書」という。）についても、該当する欄には入札者本人の住所及び氏名を記載しなければならない。
 - (3) 入札執行回数は、1 回とする。
 - (4) 電子入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。

ただし、紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の一括開札を行う。

電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。また、紙入札による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとする。

紙入札の参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、

当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとに行う。

- (5) 価格競争入札において落札者となる額の入札をした者又は総合評価方式において評価値が最も高かった者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。

電子くじによらない場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札参加者全員に通知する。

- (6) 総合評価方式の入札にあつては、三重県低入札価格調査実施要領（以下「低入札要領」という。）第2条で定める工事において、低入札要領第3条第1項に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札が行われた場合は、三重県総合評価方式実施要領（以下「総合評価方式実施要領」という。）に基づく確認審査を実施する。

この場合、調査基準価格を下回った入札を行った者が、入札時に施工体制審査意向確認書を提出したときは入札を保留し、その者はその確認審査に協力しなければならない。

ただし、入札時に施工体制意向確認書を提出した者で、三重県施工体制確認審査マニュアルの4. 入札失格要件に該当する者は失格とする。

- (7) 調査基準価格を下回る入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、次のとおり取り扱う。

ア 落札決定を保留し、低入札要領に基づき調査を実施する。

この場合、上記調査に協力しなければならない。

イ 低入札要領別表2に規定する見積内訳等の検討に係る判断基準項目を満たしていない者は失格とする。

ウ 上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。

エ ウにおける次順位者が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、上記ア及びイにより調査をして落札者となりうるかを判断することとし、予定価格以下で調査基準価格以上の入札であった場合は、調査を行わず落札者を決定する。

オ 上記により、落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。

- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

なお、この入札を所管する発注者が行う同一日の電子入札の結果、配置予定技術者が兼務制限の基準に抵触したときは、入札に参加する資格のない者が入札したものとして、その者の入札は無効とする。（兼務制限に係る届出事項のうち、他の入札結果により手持工事（業務）数に変更が生じた場合は、落札決定までの間、入札参加者本人からの変更の届けを受け付ける。）

また、(11) イによる参加資格喪失届が受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。

イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

- エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - カ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 記名又は押印を欠く入札をしたとき。（電子入札の場合は電子証明書を取得していない者が入札したとき。）
 - ク 低入札要領第2条で定める工事において、入札する額に100分の108を乗じて得た額が予定価格の10分の7.5未満である場合、低入札要領第6条第3項に規定する「重点調査様式1」（ただし、総合評価方式において施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制重点調査様式1」）を入札時に提出しないとき。
 - ケ 技術提案書において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき。ただし、工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において技術者を交代する場合を除く。
 - コ 総合評価方式に係る評価項目について、提案のない評価項目があるとき。
 - サ 総合評価方式に係る評価において参加資格がないことが認められたとき。
 - シ 入札公告において指定した期限までに技術提案書の提出がないとき。
 - ス 技術提案書にかかるヒアリングがある場合において、その指定時刻に指定場所に来なかったとき。
 - セ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
 - ソ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
 - タ 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - チ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
- ア 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - イ その他入札の執行を妨げたとき。
- (10) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (11) 入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、価格競争入札にあつては入札書受付開始日時までに、また、総合評価方式にあつては自社の技術提案書にかかるヒアリング開始日時又は入札書受付開始日時のいずれか早い時点までに、やむを得ないと認められる場合に限り、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができる。なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとする。）により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。
 - イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、競争参加資格条件を満たさな

くなつたときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17時までとする。）により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

- (12) 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがある。
- (13) 落札決定までの期間は、落札候補者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。
- また、落札候補者以外の者で、落札決定までの期間に他工事を落札するなどした結果、当該工事の参加資格を喪失した場合は、その者は速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。
- (14) 入札に際して工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については、三重県会計規則第71条第7号の規定により無効とする。工事費内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。
- ア 工事費内訳書を提出しないとき。
- イ 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。
- ※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなす。
- エ 記載すべき項目が欠けているとき。
- ※注 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含まない（紙媒体による提出の場合を除く。）。
- オ その他不備があるとき。
- (15) 建設業者は、その請負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。
- なお、同条第3項及び同法施行令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。
- (16) 紙入札により共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。
- 電子入札により共同企業体が入札する場合は、三重県公共事業電子調達運用基準5-6に基づいてあらかじめ届け出た共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用しなければならない。
- (17) 調査基準価格に満たない額で契約するときは、次のアからコのすべての適用を受けるものとする。
- ただし、総合評価方式において施工体制確認資料を提出する場合は、「低入札価格調査資料提出時」を「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとする。
- ア 三重県建設工事請負代金毎月部分払制度を適用する。

イ 建設業法上の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほかに三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」という。）提出時に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」という。）1名を追加して定め、契約時に配置する。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において、当該入札の公告に定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 当該入札の低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、予定価格が5億円以上の工事は、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日を過ぎていないことをいうものとする。ただし、契約工期末日までにその工事の完成検査等による契約の履行を確認した場合は、履行確認日を過ぎていないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

ウ 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者又は構成員の別を問わないものとする。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とする。

オ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められない。

カ 主任技術者等は、現場代理人との兼務は認められない。

キ 三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用する。

ク 契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

ケ 三重県低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約したものは、工事实態調査を実施する。

コ 発注者が実施する工事实態調査等に協力する。

(18) 建設工事で専任を要する主任技術者等については、次の基準日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合や、緊急の必要その

他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ア 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は、参加申請受付の最終日

イ 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない場合は、契約日

(19) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術提案書、又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。

エ 予定価格を超えた応札をしたとき。

オ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

カ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

キ (11) ア又は(11)イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき。

ク (6) による総合評価方式実施要領に基づく確認審査に協力しないとき。

ケ (7) による低入札要領に基づく調査に協力しないとき。

コ (17) による工事实態調査等への協力や専任の担当技術者の追加配置を怠ったとき。

(20) 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留する。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがある。

(21) 県議会の議決に付すべき契約において、落札決定後、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。以下同じ。）に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとする。

また、落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が、三重県から入札参加の資格制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」という。）を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができ、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することがある。

なお、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は仮契約若しくは本契約の締結を保留する。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当

する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2－2 「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2－3 「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(22) (21) に該当する工事以外の契約において、落札決定後、落札者に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとする。

また、落札決定後、落札者が契約を締結するまでに三重県から資格停止等を受けた場合は、落札決定を取り消すことがある。

なお、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は契約の締結を保留する。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2－1 「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2－2 「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2－3 「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(23) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合は、県は一切の損害賠償の責を負わない。

(24) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭等では受け付けない。

(25) 一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとする。また、くじ引きについても同様とする。

3 入札をした者は、入札後において、この入札心得並びに仕様書及び図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。